

## 寒河江市身体障害者人工透析通院交通費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、じん臓機能に障害を有する者（以下「じん臓機能障害者」という。）が人工透析療法を受けるため、医療機関へ通院した際に要した交通費の全部又は一部を助成し、じん臓機能障害者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) じん臓機能障害者で、人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関又は自家用車を利用し通院しているもの
- (2) 障害者の属する世帯の生計中心者が、前年において市民税所得割額非課税であること。ただし、前年分の市民税が未確定の場合は、前々年の課税状況による。
- (3) 生活保護法による医療扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費の支給を受けていない者

### (助成額)

第3条 助成額は通院交通費（鉄道、定期路線バス等の交通機関を利用した場合はその運賃の額とし、自家用自動車による場合は1キロメートル当たり15円で計算した額とする。）の実支出額と次に定める交付基準額を比較していずれか低い額以内の額とする。

通 院 距 離 (往 復)	基 準 月 額
15キロメートル未満	1,500円
15キロメートル以上30キロメートル未満	2,000円
30キロメートル以上	3,000円

### (申請)

第4条 第2条に規定する対象者が助成を受けようとするときは、人工透析患者通院交通費助成金交付申請書（様式第1号）に、人工透析通院報告書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について審査し、助成の可否を決定し、その結果を人工透析患者通院交通費助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第6条 市長は、前条の規定により決定した者に対して、助成金を支払うものとする。

(不正行為による助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、その者から既に支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第8条 市長は、必要があると認めたときは受給者に対し、必要な調査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

人工透析患者通院交通費助成金交付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所

氏名

(対象者との続柄 )

下記により人工透析患者通院交通費の支給を申請します。

対象者	氏名			生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	住所	寒河江市		(電話 )			
	身体障害者手帳等	県 第		号 ( 年 月 日交付)			
		障害等級	種 級				
	障 害 名						
通院医療機関	名 称						
	所在地						
通院方法	自家用車	距離	片道 km				
	交通機関	種類		乗車区間	~	運賃	片道 円
世帯の状況	※支給決定のために、私の世帯の課税資料を閲覧することについて同意します。						
	氏 名	続 柄	生年月日	職 業	市民税所得割額	備 考	
		本 人					

※認定欄

支給月数	支給単価	支給総額
月	円	円

## 人工透析通院報告書

年 月 日

住 所 寒河江市  
氏 名

下記のとおり人工透析治療のため医療機関へ通院したことを報告します。

記

年 月～ 年 月通院分

対 象 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
通院回数	回	回	回	回	回	回

対 象 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
通院回数	回	回	回	回	回	回

上記のとおり人工透析治療のため当院へ通院したことを証明します。

年 月 日

医療機関 住 所  
名 称  
担当者名

㊞

様式第3号

人工透析患者通院交通費助成金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました人工透析患者通院交通費の支給について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	寒河江市
支給額	円
支給日時及び 支給方法	
却下理由	
その他	